

○津山圏域資源循環施設組合職員の高齢者部分休業に関する条例

令和5年2月17日

津山圏域資源循環施設組合条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 組合の職員の高齢者部分休業に関する事項については、津山市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年津山市条例第29号）を準用する。この場合において、同条例に引用する津山市職員の給与に関する条例（昭和27年津山市条例第13号）、津山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年津山市条例第23号）及び津山市職員退職手当支給条例（昭和33年津山市条例第6号）の各規定（以下「引用規定」という。）については、津山圏域資源循環施設組合規約（平成21年岡山県指令市第1号）第2条の市町から組合に派遣された職員には、当該職員の派遣をした市町の定める職員の給与に関する条例、勤務時間、休暇等に関する条例及び退職手当に関する条例の引用規定に該当する規定に読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。